ロ　保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは，必ず「親権者」全員の状況を確認の上，記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合」とは，例えば，ドメスティックバイオレンス，養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の課税証明書等を提出できない場合」は，（２）④及び⑤並びに（３）①の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）①又は③に該当するときは，保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

ホ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）④又は⑤に該当するときは，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また，主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
（注）　医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ　４月に入学した新入生は，原則として４月中に申請を行う必要があります。また，転校の場合も，原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には，就学支援金の受給資格はありません。

ハ　２校以上の学校に在学している場合は，いずれか１校を選んで申請をしてください。

ニ　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は，法律の規定に基づき，刑罰が科されることがあります。

ホ　受給資格の認定を受けた後は，原則毎年，都道府県（文部科学省）が定める期限までに，収入状況届出書を提出する必要があります。

ヘ　正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは，就学支援金の支払が翌年６月まで一時差し止められますので，必ず提出してください。

ト　保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。

様式第四号を削り，様式第五号を様式第四号とする。

附　則

この省令は，平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部及び医療法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第十六号）の施行に伴い，医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項，第十二条の四第一項及び第二項，第十六条の四，第二十一条の三の規定に基づき，医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の三の規定に基づき，医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三　臨床研究中核病院に係る令第四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は，第六条のの五の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項並びに法第二十二条の三第二号に掲げる事項及びび第二十二条の八に掲げる施設の構造設備とする。ただし，国の開設する病院にあっては，第六条及び第五の二第一項第一号，第二号，第四号及び第五号に掲げる事項を除く。

２　厚生労働大臣は，臨床研究中核病院から第六条の五の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更に係る令第四条の三の届出があったときは，当該変更に係る事項を公示しなければならない。

第六条の四第四項中「とする。」を「とし，産婦人科又は産科及び婦人科」とあるのは，「産婦人科，産科，婦人科」とする。」に改める。

第六条の五の次に次の四条を加える。

第六条の五の二　法第四条の三第一項の規定により臨床研究中核病院と称することについての承認を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　開設者の住所及び氏名（法人であるときは，その名称及び主たる事務所の所在地）
二　名称
三　所在の場所
四　診療科名
五　病床数
六　医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の従業者の員数
七　法第二十二条第四号から第八号までの及び法第二十二条の三第二号に掲げる施設並びに第二十二条の八に掲げる施設の構造設備

２　前項の申請書には，次に掲げる書類を添えなければならない。
一　特定臨床研究（法第四条の三第一項第二号に規定する特定臨床研究をいう。以下同じ。）に関する計画の画を立案し，及び実施する能力を有することを証する書類
二　他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあっては，特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たす能力を有することを証する書類
三　他の病院又は診療所に対し，特定臨床研究の実施に関する相談に応じ，必要な情報の提供，助言その他の援助を行う能力を有することを証する書類
四　特定臨床研究に関する研修を行う能力を有することを証する書類
五　診療の及び臨床研究に関する諸記録の管理方法に関する書類
六　病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類
七　建物の平面図
八　第一条の十一第一項各号及び第九条の二十五各号に掲げる体制を確保していることを証する書類

３　厚生労働大臣は，第一項の申請書が提出されたときは，遅滞なく，病院所在地の都道府県知事に当該申請書の写しを送付しなければならない。

４　厚生労働大臣は，法第四条の三第一項の承認をしたときは，当該病院の名称，所在地及び承認年月日を公示しなければならない。